議案第２１号

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年２月２４日提出

沼田市長　星　野　　稔

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成２７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１０条を第１１条とする。

第９条中「及び一時預かり保育料」を「、一時預かり保育料及び乳児等通園支援事業利用料」に改め、同条を第１０条とする。

第８条中「又は一時預かり保育」の次に「若しくは乳児等通園支援事業」を加え、同条第２号中「及び一時預かり保育料」を「、一時預かり保育料及び乳児等通園支援事業利用料」に改め、同条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（乳児等通園支援事業利用料）

第８条　市長は、市立保育園において、乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定するものをいう。）の保護者から規則で定める額の乳児等通園支援事業の利用料を徴収するものとする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。